新宿区マンション長期修繕計画作成費等補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新宿区内に存するマンション管理組合に対して、長期修繕計画の作成又は見直しを専門家等に委託する費用の一部を補助することにより、マンションの適正な管理を支援し、マンションの良好な居住環境を確保するとともに、地域の安全性を確保することを目的とする。

（通則）

第２条　新宿区マンション長期修繕計画作成費等補助金（以下、「補助金」という）の交付に関しては、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、新宿区補助金等交付規則（昭和４５年新宿区規則第７号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　マンション　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号。以下「マンション管理適正化法」という。）第２条第１号に規定するマンションをいう。

（２）　マンション管理組合　マンション管理適正化法第２条第３号に規定する管理組合をいう。

（３）　補助事業　この要綱の規定に基づき、補助金の交付を受けて行う事務又は事業をいう。

（補助の対象及び補助額等）

第４条　補助の対象となる経費は、新宿区内に存するマンション管理組合が当該年度に行う長期修繕計画の作成又は見直しに係る委託経費とする。

２　区長は予算の範囲内で、前項に定める経費の合計額（消費税等の額を除く。）の２分の１に相当する額（その額に千円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とし、２０万円を限度として補助をすることができる。

３　同一のマンション管理組合に行う補助は１回を限度とする。

（補助の要件）

第５条　補助を受けることのできるマンション管理組合は次に掲げる要件を備えていなければならない。

（１）　５人以上の区分所有者が存するマンションであること。
（２）　マンションの延べ面積の過半が住宅用途であること。
（３）　建築後５年以上が経過したマンションであること。
（４）　長期修繕計画を作成していないこと又は既存の長期修繕計画がある場合は、次のいずれかに該当すること。
ア　計画期間が３０年未満であること又は申請のときから計画期間の終期までに実施を予定している大規模修繕工事が１回以下であること。
イ　修繕積立金の額について、別表の判定式に該当していること。
（５）　補助事業を活用して新たに作成または見直しを行う長期修繕計画の期間が30年以上となること。
（６）　補助事業を活用して「長期修繕計画作成標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント（平成２０年６月国土交通省策定、令和３年９月改訂)」に沿った長期修繕計画を作成又は見直しすることについて、総会等で決議を得ていること。
（７）　計画期間の始期から申請日時点までに、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

（申請手続）
第６条　補助金の交付を受けようとするマンション管理組合は、次の各号に掲げる書類を添えて区長に補助金交付申請書（様式第１号）を作成し、提出しなければならない。
（１）　第４条第１項に規定する委託経費の内訳が分かる書類
（２）　第５条第１項第４号に規定する既存の長期修繕計画がある場合は、その写し
（３）　第５条第１項第５号に規定する決議等を経たことが分かる議事録の写し
（４）　補助金の交付を受けようとするマンションの配置図
（５）　補助金の交付を受けようとするマンションの検査済証又は確認済証の写し
（６）　補助金の交付を受けようとするマンションの管理規約の写し

（申請の審査及び決定）
第７条　区長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査の上、補助の可否の決定を行う。
２　区長は、補助の可否を決定するに当たり、必要と認められる場合は申請者と協議の上、内容の修正を求めることができる。
３　区長は、補助の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）によりマンション管理組合に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第８条　マンション管理組合は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく区長の処分に従って補助事業を行わなければならない。

（補助事業の変更）

第９条　第７条第３項の規定により補助金交付決定を受けたマンション管理組合（以下「補助対象者」）という。）は、補助事業を事情により変更するときは、速やかに補助金交付決定変更申請書（様式第３号）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（１）　見積書の写し等補助対象経費を確認できる書類

（２）　その他区長が必要と認める書類

（補助事業の変更の承認）

第１０条　区長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付決定変更通知書（様式第４号）により、補助対象者に通知しなければならない。

（補助事業の中止）

第１１条　補助対象者は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに取下げ届出書（様式第５号）を提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第１２条　補助対象者は、長期修繕計画の作成又は見直しに係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管するとともに、当該年度の補助事業終了後速やかに、区長に完了実績報告書（様式第６号）をもって報告しなければならない。

２　区長は、長期修繕計画の作成又は見直しが適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第７号）を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第１３条　前条第２項に規定する通知を受理した補助対象者は、速やかに新宿区マンション長期修繕計画作成費等補助金請求書（様式第８号）により補助金の交付を区長に請求しなければならない。

（是正のための措置）

第１４条　区長は、第１２条第１項の完了実績報告書を受理した場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を講ずるよう補助対象者に命じることができる。

２　区長は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に関して、必要があれば適宜調

査し、補助対象者に報告を求めることができる。

3　前項に規定する調査及び報告の結果、当該事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、是正のための措置を講ずるよう補助対象者に命じることができる。

（補助金交付決定の取消し）

第１５条　区長は、この事業による補助を受けたものがこの要綱の趣旨に反し、若しくは補助の目的を達成することができないと認めた場合又は次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助を受けたとき。

（２）　補助の内容及びこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2　区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその内容を補助金交付決取消通知書（様式第９号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１６条　区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第１０号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

2　区長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国へ補助金を返還するための措置を講じなければならない。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関する手続き及び様式その他必要な事項は区長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年３月１８日から施行する。